

市第 212 号議案

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線の横浜市への設置に関する協議

次のように川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線の横浜市への設置に関する事項について、川崎市と協議するものとする。

平成28年2月16日提出

横浜市長 林 文子

1 施設の名称

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線

2 設置の目的

社会実験による運行を実施し、バス利用者の需要等を把握するため。なお、社会実験において一定程度の利用者がいた場合には、本格運行を実施する。

3 設置の場所

青葉区美しが丘一丁目1番地先から同区美しが丘二丁目10番地先に至る間（別図のとおり）

4 キロ程

0.74キロメートル

5 停留所の名称及び位置

たまプラーザ駅

青葉区美しが丘一丁目1番地先

6 料金及び手数料

川崎市乗合自動車乗車料条例（昭和25年川崎市条例第44号）の定めるところによる。

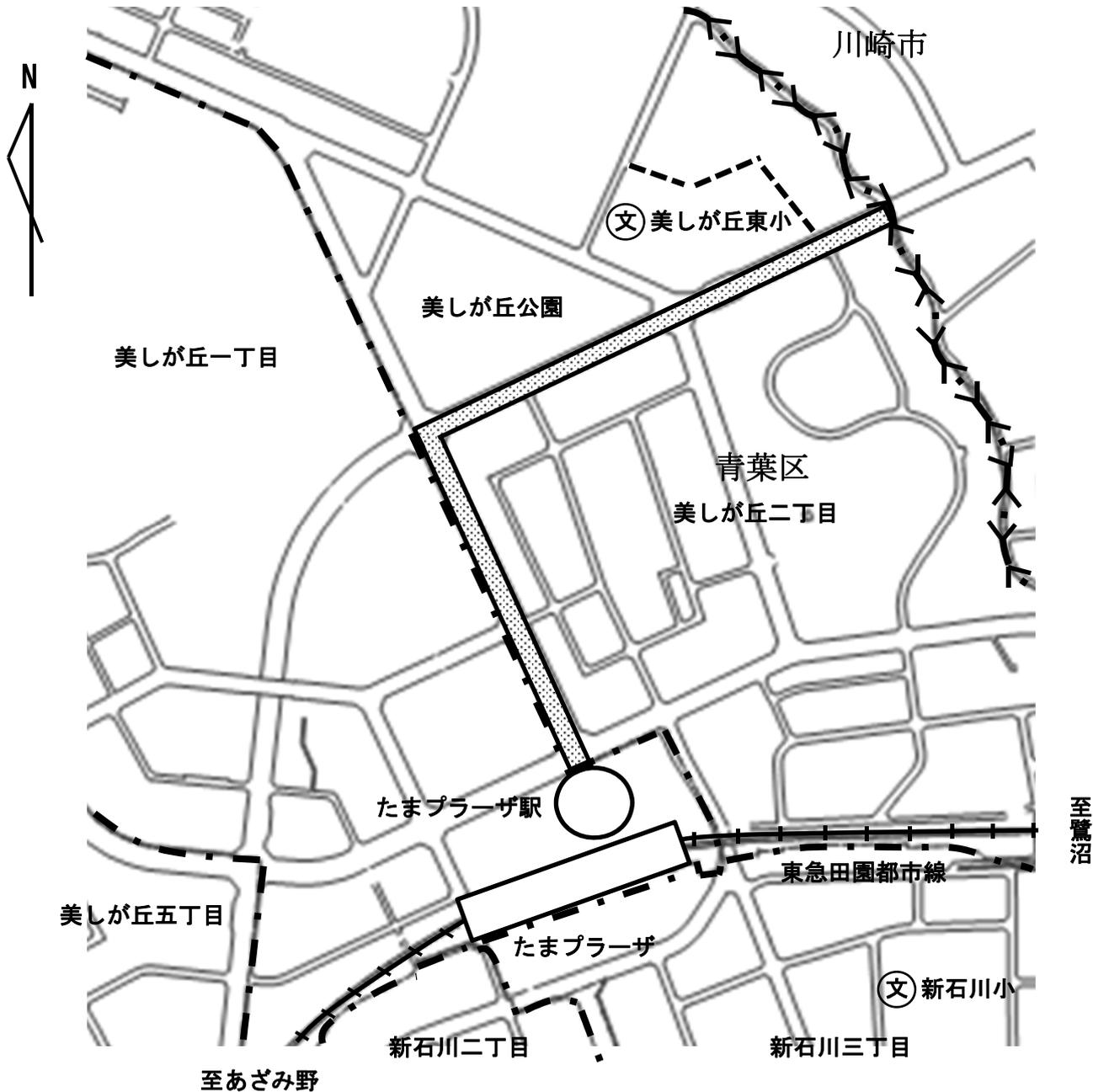
7 その他

前各項のほか必要な事項は、横浜市長と川崎市長が協議して定める。

提 案 理 由

川崎市一般乗合旅客自動車運送事業路線の横浜市への設置に関する事項について川崎市と協議したいので、地方自治法第 244 条の 3 第 3 項の規定により提案する。

別 図



凡 例

	区域外設置をする路線の区間
	市 境 界
	町 界
	停 留 所

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第 244 条の 3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

（第 2 項省略）

3 前 2 項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。